

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、階猛君。

○階委員 民進党の階猛です。本日もよろしくお願いたします。

今、井出委員からも共謀罪法案の名称についていろいろ議論がされましたけれども、私は、特にテロ等準備罪と法案に書かれておりませんので、従来どおり共謀罪法案ということで以下質問させていただきます。

まず、お手元に資料を配らせていただいておりますが、こちらは、三月九日付の法務省の事務連絡というものから抜粋したものです。これは、三月二日に一回協議したものを、いろいろ与党さんからの御疑問がある中で修正しましたよということとで、これについて意見があったら申し出てくださいねということで法務省から各府省に対して流したものだとして承知しております。

この「修正前」、「修正後」の、「修正後」の方で最終的には決着したということでもよろしいですか。確認です。

○金田国務大臣 階委員の御質問にお答えをしたと思います。

ただ、この御質問でございしますが、事前通告がなくて、三月九日付の刑事法制管理官事務連絡の確認が直ちにはできません。したがって、御指摘の書面の内容についてはお答えは差し控えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○階委員 では、質問をかえますよ。

共謀罪法案、きょう閣議決定されました。では、六条の二の条文について、今ここで読んでください。「修正後」の内容と同じであれば、同じですと言っていたければ結構です。（発言する者あり）

○金田国務大臣 きょう閣議決定になった条文の内容を読ませていただきます。

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団（団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を實行することにあるものをいう。次項において同じ。）の団体の活動として、当該行為を實行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を實行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自

首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。（階委員「ここまでで結構です」と呼ぶ）ああ、そうですか。

以上です。

○階委員 ありがとうございます。まさにきょうお配りした資料の「修正後」に書かれているものと全く同じ内容がきょう閣議決定されたということが確認できました。

そこでお尋ねします。

私の二月二日の予算委員会での質問に対する答弁で、組織的犯罪集団とは、テロ組織、暴力団、薬物密売組織といったことに限られるということをお答えは答弁されました。しかし、今おっしゃった定義では、「テロリズム集団」というのは例示として挙がっていますが、「その他の組織的犯罪集団」ということで、具体的なテロ集団以外の犯罪集団は挙がっていませんし、外延がどこまでかということが具体的に明示されていません。二月二日の答弁と整合性がとれないと思うんですが、いかがですか。

○金田国務大臣 ただいまの御指摘に対しましては、以前の答弁は事例として申し上げた例であり、まして、今回は、この条文の中において、しっかりと組織的犯罪集団、そしてその定義を置いている、このように考えております。

○階委員 これは今まで、一般人が、組織的犯罪集団に限られるかどうかということで、私も国会で何度も質問しました、同僚も何度も質問しました。そういう中で出てきた答弁が先ほど申し上げた点なんです。そのことについて、検討段階は

例示だったということ、何か、テレビ入りの審議のときにはテロ組織、暴力団、薬物密売組織に限られると言っておいて、なぜここにきて例示だったという話になるんですか。

では、前回、二月二日の答弁は撤回してください。（発言する者あり）何をおっしゃっているんですか。成案が出たときに答弁すると言っているんですよ。成案が出た後答弁すると言っているんだから、だから成案が出たから答弁を求めているんですよ。

○金田国務大臣 テロ等準備罪は一般の方々が処罰の対象となることはない、このように考えております。それは、テロ等準備罪につきましては、対象となる団体を組織的犯罪集団に限定しているからであります。

組織的犯罪集団というのは、一定の重大な犯罪等を行うことを構成員の結合関係の基礎としての共同の目的とする集団をいうことでありますから、国内外の犯罪情勢等を考慮すれば、テロリズム集団、暴力団、麻薬密売組織、振り込め詐欺集団などに限られることになるわけであり、このような適用対象となる団体の限定により、一般の方々がテロ等準備罪の処罰の対象となることはない、このように考えているわけであり、

○階委員 法案の成案が出たので私は質問して、本来であればもっと前に答えていただかなくちゃいけないことを今質問しているわけですよ。何が質問が、時期がおかしいと。これが、重要な点について当然検討段階でも確認していることだから聞いていくわけですよ。

そこでもう一つ聞きますけれども、通告しているとおり、これまでの私の質問について法務大臣から明確な答弁がなかった点について、確認的に質問しますよ。

二月二日の答弁で、「正当な活動を行っていた集団であれば、団体の意思決定に基づいて犯罪行為を反復継続して行うようになる」といったような団体の性質が一変したと認められなければ、組織的犯罪集団と認められることはない、という答えでした。「反復継続」という言葉が入っていました。

その後、二月十六日、山尾委員に対する文書での答えが出てくる中で、「もともと正当な活動を行っていた団体についても、団体の結合の目的が犯罪を實行することにある団体に一変したと認められる場合には、組織的犯罪集団に当たり得ることとするのが適当である」ということで、この段階では、「反復継続の要件が消えております。そして、きょう閣議決定された中にも、反復継続という言葉が出てきておりません。

二月二日の答弁で「反復継続」と言っていたものは、なぜ法案の中に入っていないんでしょうか。二月二日の答弁について確認します。二日のものは間違いだったのかどうか、お答えください。

○金田国務大臣 階委員のたゞいまの質問にお答えしたいと思えます。

どのような場合に、正当な活動を行っていた団体について、団体の結合の目的が犯罪を實行することにある団体に一変したと認められるかということの説明、これを踏まえてのお話であろうと思

います。

ここで言う一変という言葉をしつかりと踏まえていただかなければいけないわけですが、一変というのは、一瞬にして変わるとかそういうことではありません。一変というのは、性格がすっかりと変わる、そういう意味であります。それは御承知かとは思いますが、念のために申し上げておきます。

御質問の点は、個別具体的な事案における証拠関係を踏まえた事実認定の問題であるというふうと考えておりますので、一概にお答えすることは困難であります。

しかしながら、あくまで一般論として申し上げますれば、具体的な事案において、ある団体が組織的犯罪集団に該当するか否かは、当該事案の時点において構成員の結合の目的が犯罪を實行することにあるか否かによって判断されるものである、このように申し上げることができると思います。

その上で申し上げると、もともと正当な活動を行っていた団体につきましては、通常、団体の意思決定に基づいて犯罪行為を反復継続するようになるなどの状態にならない限り、組織的犯罪集団に該当すると認められることは想定しがたいと考えられるものであります。

○階委員 今、通常ということをやったので、必ずしも反復継続というのは必須の、要件という言葉がおかしければ条件と言いますが、必須の条件ではないというふうに承りました。

したがって、二月二日の答弁と山尾委員に対する文書による答弁、どちらが正しいか、どちらが

より正確かといえ、山尾委員に対する答弁書の方だということに理解してよろしいですか。二月二日の答弁は明確に「反復継続」というふうに言っていますから、そうではなくて、山尾委員に対する答弁書が正確だという理解でよろしいですか。

○金田国務大臣 お答えしますが、ただいま答弁で申し上げたとおりであります。

○階委員 だから、山尾委員に対する答弁書が正しいということでしょうか。二月二日の答弁では「反復継続」ということを明確におっしゃられていたから、これが必須の条件かどうかということを確認したところ、先ほど、通常の場合はという限定をつけられた。したがって、山尾委員に対する答弁書が正しいということを言っていただければ結構です。よろしいですか。答弁をお願いします。

○金田国務大臣 御質問の点は、個別具体的な事案における証拠関係を踏まえた事実認定の問題であります。一概にお答えすることは困難であります。あくまで一般論として申し上げますと、具体的な事案において、ある団体が組織的犯罪集団に該当するか否かは、当該事案の時点において構成員の結合の目的が犯罪を実行することにあるか否かによって判断されるものであります。

その上で申し上げますが、もともと正当な活動を行っていた団体については、通常、団体の意思決定に基づいて犯罪行為を反復継続するようになるなどの状態にならない限り、組織的犯罪集団に該当すると認められることは想定しがたい、このように考えられるわけでありす。

○階委員 同じことの繰り返しですけれども、今も通常という言葉もおっしゃいました。通常ではない例外的な場合もあるということですから、確認しませんが、反復継続性がなくても組織的犯罪集団に当たる場合はあり得るということは間違いありませんね。お答えください。

○金田国務大臣 何度も申し上げますが、個別具体的な事案における証拠関係を踏まえた事実認定の問題であるということは御理解いただけたと思います。

あくまで一般論として……（階委員「だから、同じことの繰り返しじゃなくて、あり得るかどうかと聞いているんですよ」と呼ぶ）

○鈴木委員長 静粛に願います。

○金田国務大臣 申し上げますれば、団体の意思決定に基づいて、犯罪行為を反復継続するようになるなどの状態にならない限り、組織的犯罪集団に該当すると認められることは想定しがたい。

けれども、あり得るかどぎり聞かれた場合に、あり得ないとは言えないと思います。

○階委員 これが非常に重要な話なんです。

というのは、反復継続性が必ずしも求められない、反復継続性がない場合でも組織的犯罪集団に当たる場合があり得るということになると、先ほどのペーパーを見てください、確かに冒頭の方で、「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」ということで、その定義が括弧書きの中にあって、その後、「の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、」云々とつながるわけです。

これは、一号、二号に共謀罪の対象犯罪があるんですけども、こうした一号、二号、所定の犯罪を組織的に遂行しようと二人以上で仮に計画したとしましょう、その人たちがある会社に属していたとしましょう、この場合に、二人以上で計画したという事実をもって組織的犯罪集団に後づけで認定される可能性はないのだろうか。つまり、所定の犯罪の組織的な遂行を計画したということをもって、団体の結合目的が一変したと直ちに認定されて、後づけで組織的犯罪集団だと言われる可能性があるのでないか。反復継続性の要件が必ずしも、条件が必ずしも要求されないということは、そういう論理的な可能性もあると思いますよ。いかがですか。

○金田国務大臣 階委員の御質問にお答えします。具体的に、どの答弁について御質問なされるのかという通告をいただいておりますので、お時間をいただき、発言の内容を確認しながらお答えせざるを得ないことも御理解をいただかなければいけない、このように申し上げます。

その上で、御承知だと思えますが、このテロ等準備罪は、独立した要件が三つあります。組織的犯罪集団、それから計画、それから実行準備行為。そういう中で、御指摘の点も、考えていただければ、一般の方々が、一変という前提でお尋ねでございますけれども、先ほど申し上げたように、すっかりその集団の、組織の性格が変わる、すっかり変わるといふ状況をどう捉えるか、反復継続ということをどう捉えるか、いろいろな意味をそこに持って御説明をしなければいけない、このよう

に思っております。

○階委員 いろいろなことをお話しされたので、ちよつと趣旨が私はよくつかめなかつた部分もあるけれども、要するに、一変したということなどをどのように認定するかということが問題になるわけですね。

反復継続性の要件があれば、過去にそういうことがあったのでこれは認定せざるを得ませんねということも容易かなと思ふんですけども、しかしながら、反復継続性がなくてもある犯罪について共謀行為がなされたということから一変したと認定される可能性が排除されないのであれば、これはもう、組織的犯罪集団で犯罪の主体を限定したといえますけれども、実質的に限定されることにはならない。つまり、一般の人たちも処罰対象になってくるというふうには私には考えませんが、大臣、いかがでしょうか。

○金田国務大臣 一定の犯罪を犯す合意のみでは足りないわけでありませぬ、申し上げているように。テロ等準備罪を適用するには、主体が組織的犯罪集団であること、すなわち、結合の目的が犯罪を犯すことにある団体であると認定される必要があります。単に、団体の中で一定の犯罪を犯す合意があることが認定されるだけでは足りません。そのため、組織的犯罪集団の要件は、合意や実行準備行為とは別の、独立して意味のあるものでありまして、御指摘のようなことはない、このように考えております。

○階委員 私は、組織的犯罪集団という要件は、独立的というよりは、むしろ、共謀があつたとい

うことから従属的に導かれるような要件ではないかというような問題意識を持っています。

そこで、組織的犯罪集団、もともと正当な目的を有する企業とかサークルとかNPOとか、そういった団体が、目的が一変した場合に、一変したと認定された場合に、私はこれ、何度も予算委員会でも質問しましたけれども、一変したけれども、それを知り得なかつた、普通のその集団の構成員の人たち、この方たちはやはり組織的犯罪集団の一人として捜査対象にはなり得るのかどうか、この点について確認の答弁をお願いします。

○金田国務大臣 御質問にお答えをいたします。組織的犯罪集団というのは、構成員の結合の目的が一定の重大な犯罪を実行することにある団体というわけでありませぬ。

したがって、犯罪に荷担していることを知らない人たちが、一定の重大な犯罪を実行することを共同の目的として結合をしているということは言えません。したがって、組織的犯罪集団の構成員とは言えませぬし、テロ等準備罪の故意もないということになるかと考えております。

○階委員 すなわち、具体的に言えば、普通に会社を経営していました、ところが、あるときからリフォーム詐欺をやるようになりました、しかし、一般の社員は従来どおり営業活動をしていましたといった場合に、同じ会社の中で、組織的犯罪集団の構成員になる人とならない人がいる、こういう理解でよろしいですか。

○金田国務大臣 階委員の御質問にお答えします。そのとおりになるかと思ひます。

○階委員 それは明確になりましたけれども、実際上の問題として、同じ会社にいる人たちの中で、この人は組織的犯罪集団の構成員、この人は普通の社員ということを仕分けするのはどうやってやっていくんでしょうか。やはり社員全体の個別のメールであるとか活動であるとか、こういうものを監視した上で、この人は構成員、この人は普通の社員ということを仕分けしなくてはいけないのではないですか。いかがですか。

○金田国務大臣 捜査というものの御質問だ、こういうふうには受けとめております。

最初に申し上げましたように、階先生の質問は非常に重要な質問が多いので、ぜひ事前に御通告いただくとありがたいというのは最初に申し上げたとおりであります。そうしますと、立派な答弁を直ちにできるかなというトライをしてみたい、こういうふうには考えております。

それはそれといたしまして、捜査の場合は、嫌疑があつて初めて、刑事訴訟法の手続にのっとりて必要かつ適正に行われるものである、このように考えております。そういう意味において、このテロ等準備罪を理由に、そうした観点を失った捜査というものは行われぬものと考えております。

○階委員 同じ組織の中で、組織的犯罪集団の構成員かどうか、これを見分けるのは当然個々の活動、個々のいろいろな発信、こうしたものをチェックしないとできないわけでありまして、一般市民が監視対象になる、これこそまさに多くの国民が懸念していることだと思ひます。

きょうのやりとりだけでは、やはり従来の共謀

罪に示されていた国民の懸念は払拭されないと思
っていますし、成案の段階で答えると言われてい
た、宿題になっていることがたくさんあるわけ
です。法案審議の段階ではなくて成案の段階で答
弁すると言われていましたので、きょう質問させ
ていただきました。また時間を改めて、引き続き、
たくさん宿題がありますので、質問させていただきます。
終わります。